

第5回宇都宮市屋外広告物審議会議事録

日 時：平成14年2月27日(水)午後1時30分～

場 所：14C会議室(宇都宮市役所14階)

出席委員	廣瀬滋夫委員，柿沼 賢委員，坂本廣樹委員 長谷川雅代委員，小川勝衛委員，田仲俊夫委員 (6名)
欠席委員	赤羽 薫委員，小池健彦委員，大久保芳雄委員 (3名)
事務局	小平良長都市開発部長，浅野一樹都市計画課長 寺内 栄都市計画課長補佐，篠塚茂夫管理係長 山本治範都市景観係長 栃木邦夫書記，齋藤隆保書記 (7名)

事務局(寺内補佐)	<p>(資料確認)</p> <p>定刻ではございますが、宇都宮市屋外広告物審議会を開会する前に本日の会議資料の確認をさせていただきます。</p> <p>先日、送付いたしました、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 第5回屋外広告物審議会次第 ・ 屋外広告物審議委員名簿 ・ 資料1 傍聴要領(案) ・ 資料2〔議題(1)壁面を利用する広告物の許可基準の改正について〕 ・ 資料3〔報告事項(1)「屋外広告士」制度の改正に伴う、条例の改正について〕 ・ 参考資料1 <p>次に、本日配付の資料といたしまして、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 屋外広告物審議会席次表 ・ 諮問書(平成14年1月29日付,宮都第369号で市長より諮問) ・ 宇都宮市都市景観ガイドライン ・ 本市の屋外広告物条例集 ・ 参考資料2 でございます。 ・ 参考資料3 ・ 参考資料4 <p>以上でございますが、資料はおそろいでしょうか。不足するものがございましたら、お知らせ願います。</p>
事務局(寺内補佐)	<p>(都市開発部長挨拶)</p> <p>はじめに、小平都市開発部長より、ごあいさつ申し上げます。</p>
事務局(小平部長)	<p>都市開発部長の小平でございます。</p> <p>「第5回宇都宮市屋外広告物審議会」の開催にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。</p> <p>本日、委員の皆様には、お忙しいところ、ご出席いただき、厚くお礼を申し上げます。</p>

	<p>本市の屋外広告物行政は、中核市移行の平成 8 年度より規制・誘導に取り組んできております。現在、屋外広告物の許可件数は 1,310 件、簡易除却による違反広告物の撤去件数は約 4 万件を数えます。今後とも、美観風致を維持し、公衆に対する危害防止のため、</p> <p>屋外広告物の適正な指導を、行って参りたいと存じます。</p> <p>また、本市では、「個性と魅力ある美しい街づくり」を目指しまして、様々な施策を展開しております。</p> <p>今年度におきましては、本市の代表的な都市景観と地域別の特色ある都市景観を示すとともに、これらの景観形成の方向を明らかに示しました、宇都宮市都市景観ガイドラインを策定いたしました。</p> <p>今後も、本市の都市景観の資質の向上と、都市景観に対する市民意識の高揚に努めてまいりたいと考えております。</p> <p>本日お集まりの委員の皆様方には、様々な観点から、ご意見、ご提言をいただき、今後の屋外広告物行政に、幅広く反映させ、本市の美しい魅力ある都市景観の保全・創出に努めて参りたいと考えておりますので、ご協力ご支援のほど、宜しくお願い申し上げます。</p>
事務局(寺内補佐)	<p>つづきまして、議事に進行してまいりたいと存じます。議事進行におきましては、会長にお願いしたいと存じます。</p> <p>会長、よろしく願いいたします。</p>
廣瀬会長	<p>(定足数報告)</p> <p>それでは、屋外広告物審議会を開会するにあたり、事務局より、定足数について報告ねがいます。</p>
事務局(篠塚係長)	<p>屋外広告物審議会の定数について報告いたします。</p> <p>前回まで屋外広告物審議会は、委員 10 名で組織されておりましたが、平成 12 年 3 月に全庁的に審議会への議員参画の見直しを行なったことから、現在は委員 9 名で組織されております。</p> <p>定足数につきましては、</p>

	<p>本日の出席委員は6名，欠席委員は3名 でございます。 委員定数の半数以上が出席でございますので、施行規則第19条第2項の規定によりまして、本会は成立しております。 以上，ご報告いたします。</p>
廣瀬会長	<p>1 開 会</p> <p>ただいま、報告ございましたとおり本会は、成立しておりますので、「第5回宇都宮市屋外広告物審議会」を開会いたします。</p>
廣瀬会長	<p>2 あいさつ</p> <p>本日は，お忙しい中，ご出席いただきまして，誠にありがとうございます。前回の開催が平成12年1月でしたので，約2年ぶりの開催となるわけでございます。</p> <p>この審議会は，条例等を立案したり，またそれを実施するという実務的な会でもなく，立案された事項については是非を審議することが本会の目的でございますので，開催の回数が少なくなる場合もございます。しかしながら，今回の資料を拝見しますと，これからは開催の回数が増えることが予想されます。</p> <p>委員の皆様におかれましても，宇都宮市のまちづくりのため，これまで同様活発なご意見をいただければと思います。</p> <p>さて，本日は，お手元の諮問書のとおり，壁面を利用する広告物の許可基準の改正について市長より諮問されております。また，事務局より報告事項が3件ございます。今回も事務局より具体的な説明をいただき，それらをもとに，委員皆様それぞれのお立場からご意見をいただきながら，審議を進めて参りたいと思いますので，よろしく願います。</p>
廣瀬会長	<p>(職務代理者指名)</p> <p>では、議事にはいります前に、現在、職務代理者が不在ですので，職務代理者を選ぶことといたします。</p> <p>施行規則第18条第6項によりまして会長の指名とございますので、私から指名させていただきます。</p>

<p>廣瀬会長</p>	<p>会議等の経験も豊かである柿沼委員さんをお願いしたいと存じます。柿沼委員さんよろしく申し上げます。</p> <p>(議事録署名委員指名)</p> <p>次に、本会議の議事録署名委員として、田仲委員さん、坂本委員さんのお二方を指名しますので、よろしく願いいたします。</p>
<p>事務局(浅野課長)</p>	<p>3 宇都宮市屋外広告物審議会の運営について</p> <p>それでは、会議次第の3.宇都宮市屋外広告物審議会の運営についての(1)傍聴要領について、事務局より説明願います。</p> <p>都市計画課長の浅野でございます。よろしく願いいたします。</p> <p>それでは、会議次第の3 宇都宮市屋外広告物審議会の運営についてご説明いたします。</p> <p>まず、本日お手元にお配りしました「参考資料3 附属機関の会議の公開に関する要領」をご覧ください。</p> <p>宇都宮市では、平成12年4月1日に施行されました「宇都宮市情報公開条例」により、附属機関についても、その審議過程を市民に明らかにし、公正かつ透明な市政の推進を図るとしていることから、本審議会はその内容が議事録も含めて、公開となりますが、同条例の第7条の各号に該当する場合には、非公開とすることができます。</p> <p>非公開とする場合については、併せてお配りいたしました「参考資料4 宇都宮市情報公開条例の抜粋」にありますとおり、個人に関する情報や公正かつ円滑な議事運営に著しい支障が生ずると認められる場合などでございます。</p> <p>会議の公開は、傍聴を認めることにより行い、あらかじめ傍聴を認める定員を定め、傍聴席を設けるものとしております。そして、それぞれの附属機関は、会議が公正かつ円滑に行われるよう、傍聴に関する遵守事項を定め、会場の秩序維持に努めるものとされております。</p> <p>ここで、事前にお渡ししておりました「資料1 傍聴要領」をご</p>

	<p>覧ください。</p> <p>この傍聴要領案には、傍聴の際の手続きや守るべき事項等が盛り込まれております。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
廣瀬会長	<p>有り難うございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質疑等をお願いいたします。</p>
田仲委員	<p>この審議会に傍聴希望者はいるのですか。</p>
事務局(浅野課長)	<p>本市での審議会は、実施にあたり、開催日時や場所、公開・非公開、傍聴人の人数等、市の掲示板及びホームページに掲載されております。本日のこの審議会におきましては、傍聴希望者はおりませんでした。</p> <p>以上でございます。</p>
廣瀬会長	<p>他に、ご質疑等ございませんか。</p> <p>それでは今後、このような形で議事を進めたいと思います。</p>
廣瀬会長	<p>4 議 題</p> <p>それではこれより、次第の4議題にはいります。</p> <p>本日の議題といたしまして(1)壁面を利用する広告物の許可基準の改正についてでございます。</p> <p>審議にあたりましては、事務局より説明を受け、質疑に入りたいと思います。では、事務局より説明願います。</p>
事務局(浅野課長)	<p>それでは、議題(1)壁面を利用する広告物の許可基準の改正についてご説明いたします。</p> <p>参考資料1をご覧ください。</p> <p>これは、昨年9月1日、新宿歌舞伎町「明星(ミョウジョウ)」ビルにおける火災の概要でございます。建物3階から出火し、死者44名、負傷者3名を出した大惨事でございます。</p>

このような小規模雑居ビルは、管理形態が複雑であること、用途変更が頻繁に行なわれていることなど、特殊性を有しており、今回の火災をきっかけに防火安全対策が重要視されている状況にあります。

資料2をご覧ください。

議題(1) 壁面を利用する広告物の許可基準の改正についてでございますが、諮問する理由としましては、先程ご説明いたしました、平成13年9月1日(土)に発生した新宿歌舞伎町ビル火災の状況をふまえ、建築物の壁面を利用する広告物等について、高さ、掲出面積等の基準は定めてありますが、非常用の進入口等に関する基準を定めていないため、公衆に対する危害の防止の視点から、広告物等を表示又は設置する場合の基準を改めるものでございます。

現在、本市の屋外広告物条例での建築物の壁面を利用する広告物等の基準は、非常用の進入口等に関する基準を定めていないことから、建築基準法及び消防法に合致しない物件が申請された場合、行政指導での対応では限界があります。

公衆に対する危害の防止の視点から、広告物等を表示又は設置する場合の基準を改め、非常用の進入口等に関する基準を明確にし、建築基準法及び消防法と整合をとるものでございます。

今回の大惨事を2度と繰り返さないために、昨年9月から10月末までに、消防部局及び特定行政庁、屋外広告物行政担当部局において、小規模雑居ビル(3階以上の建築物で、3階以上の居室面積が200㎡以下のもの)の重点的な査察が行なわれました。そして、昨年の12月、小規模雑居ビルの建築防火安全対策検討委員会より、全国の特定行政庁において行なわれた小規模雑居ビルに対する建築基準法に係る防火・避難安全上に係る重点査察の結果の報告がありました。

全国で約11,600棟の建築物の査察が行なわれ、このうち約4,500棟(約38%)の建築物で、建築基準法に係る防火・避難安全上の違反が把握されております。

違反内容としましては、防火区画27.6%、防火戸34.2%、階段30%、排煙口24.2%、非常用進入口20.5%、などとなっております。非常用進入口の違反の具体的な例としまして、「看板で進入口がふさがれている」ことがあげられております。

	<p>本市におきましては、小規模雑居ビルに該当する建築物が58棟ございましたが、この中に看板で進入口がふさがれているものはございませんでした。</p> <p>また、他都市の屋外広告物許可基準の状況としましては、宇都宮市を除き、全国27の中核市のうち、横須賀市・金沢市など、14の都市で既に窓面及び開口部への設置の制限を行っており、他の13都市においては現在検討中でございます。</p> <p>以上のようなことから、本市といたしましても、壁面を利用する広告物の許可基準に、非常用の進入口等の開口部をふさがれないこと（ただし、消防法及び建築基準法に支障のない場合はこの限りでない。）を付け加えまして、基準を強化し、公衆に対する危害の防止に努めて参りたいと考えております。</p> <p>以上で、説明を終わります。ご審議のほど、よろしく願います。</p>
廣瀬会長	<p>有り難うございました。</p> <p>ただいまの説明について、ご質疑等をお願いいたします。</p>
小川委員	<p>東京都の条例では、既に窓及び開口部をふさいで表示しないとなっておりますが、今回の宇都宮市の改正はそれと同じと解釈でよろしいでしょうか。</p>
事務局(浅野課長)	<p>東京都や他の中核市と表現はちがいますが、解釈は同じでございます。</p>
小川委員	<p>「非常用の進入口等の開口部」とありますが、この等とは具体的にするとどの場所になるのでしょうか。</p>
事務局(齋藤)	<p>建築基準法では、非常用進入口の代わりとなる代替進入口があれば、非常用進入口は設置を免除されますので、「非常用の進入口等」といたしました。</p>

廣瀬会長	かっこの中の、「ただし、消防法及び建築基準法に支障のない場合はこの限りでない。」とは、具体的にどのようなことでしょうか。
事務局(山本係長)	建築基準法において、消防活動に支障がなければ、非常用進入口に設置できる物件もございますので、建築基準法及び消防法で確認した上で、除きますと言うことでございます。
廣瀬会長	一般の方でも、この表現で意味が理解できるのですか。
事務局(山本係長)	3階建て以上のビルには、非常用進入口が必要となりますが、そのビルのオーナーは、理解しているものと考えております。
長谷川委員	3階以上の建物の場合、非常用の進入口はもちろんのこと、排煙用又は換気用の開口部も建築基準法では義務付けられております。そのような窓等にも設置されないよう、すべての窓をふさがないようにできないのでしょうか。
事務局(山本係長)	他都市の事例としては、「窓及び開口部」と表現している場合もございますが、本市としては、「非常用の進入口等」とすることにより、ふさいではいけない開口部をより明確にしました。
廣瀬会長	「非常用の進入口等」とすることで、窓も含むのですね。
事務局(山本係長)	「非常用の進入口等」での“等”には、代替進入口としての窓も含まれることとなります。
長谷川委員	建物の改装等で、排煙用又は換気用の開口部がふさがれてしまい、火災時に、窒息等の事故がおきる場合があります。それらの窓についてはどのように対応していくのでしょうか。
事務局(山本係長)	今回は、災害時、消防活動において外からの進入口を確保する目的で、「非常用の進入口等」に限定しました。

坂本委員	「非常用進入口」という言葉は、建築基準法では、建物の外から中へ進入し中の人を救出するための開口部なのでしょうか。
事務局(山本係長)	基本的に「非常用進入口」は、消防活動のためにできた基準でございます。そのため、外から非常用進入口であることがわかるよう、表示することになっております。
坂本委員	「非常用進入口」という言葉が、建築基準法で明確なものになっているのであれば、外からの進入口を最低限確保するということで、今回の表現でよろしいのではないのでしょうか。
廣瀬会長	参考資料1での、「防火区画」とは何ですか。
事務局(山本係長)	火災時、建物内部の避難経路を確保するための区画です。
長谷川委員	今回の小規模雑居ビルの査察で、違反物件の中に看板がふさいでいた例はどのくらいあって、その対応についてお聞かせください。
事務局(山本係長)	宇都宮市においては、看板による違反はございませんでしたが、他都市については、違反に対して是正指導を行なっている状況です。
坂本委員	窓ガラスに、カッティングシートで文字を貼り付けた場合、窓をふさいだことになるのでしょうか。また、カッティングシートが窓ガラスをはみ出している場合や、貼り付けていることによって窓ガラスが割れない場合はどうなのでしょうか。
長谷川委員	非常用進入口の基準は、消防活動のため外から安易に割ることができることとなっていますので、メッシュ入りのガラスなどは基準に合わないことになっております。ですから、シートが強力な材質で、外から安易にガラスを割ることができないとしたら基準に合わないこととなります。

坂本委員	“ふさがない”と言うのが不明確な気がしますね。
柿沼委員	窓の割合で決めるのでしょうか。
事務局（齋藤）	他都市の調査の結果，“ふさがない”と言う表現が曖昧で運用上非常に苦慮しているということで，カッコ書きの「消防法及び建築基準法に支障のない場合はこの限りでない。」を付け加え，明確なものにしました。
小川委員	壁面を利用する広告物の基準は，今回加わった非常用の進入口等も含めて，壁面の面積の3分の1，50㎡以内でよろしいんですね。
事務局（齋藤）	はい。
廣瀬会長	他にいかがでしょうか。
田仲委員	この基準は，3階以上の居室面積が200㎡以下の場合適用するのですか。
事務局（齋藤）	非常用の進入口が必要な，すべてのビルに適用されます。
廣瀬会長	<p>今回改正しようとしている条文の表現が，少し曖昧な気がしたのですが，建物の所有者が理解できるということであれば，この表現でよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>いかがでしょうか，他にご意見ございますか。</p> <p>それでは，この案件につきましては，原案のとおり決定したいと思います。</p> <p>どうもありがとうございました。</p>
廣瀬会長	<p>5 報告事項</p> <p>次に，次第5の報告事項に入ります。</p> <p>(1)「屋外広告土」制度に伴う条例の改正について，事務局より報告</p>

<p>事務局(山本係長)</p>	<p>願います。</p> <p>それでは、報告事項(1)「屋外広告士」制度の改正に伴う、条例の改正についてご説明いたします。</p> <p>資料3をご覧ください。</p> <p>本市で屋外広告物の業を営む者につきましては、営業所ごとに条例の指定に基づきました、講習会修了者又はその者と同等の資格を持った者を置かなければならないとなっております。</p> <p>屋外広告士におきましたは、宇都宮市屋外広告物条例第19条第1項第2号に規定し、講習会修了者と同等の者として位置付けられております。</p> <p>屋外広告物士につきましては、その根拠となる建設省告示が廃止され、建設業法施行規則に基づく新たな制度として位置付けられたことに伴い、条例を改正し、平成13年6月22日より施行されております。</p> <p>屋外広告士につきましては、従来「屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定(平成4年建設省告示第428号)」に基づき認定された屋外広告士資格審査・証明事業により、その資格を付与されておりましたが、平成8年9月に閣議決定された「公益法人に対する検査等の委託等に課する基準」により、各省庁が、公益法人が独自に行っている検査等の推薦等を行う場合は、当該推薦等が法令に基づくものであること等の要件を満たす必要があることとされ、平成12年度末までに行うこととされました。</p> <p>それを受けました、国土交通省は、平成13年3月28日付け国土交通省告示第355号をもって平成4年建設省告示第428号を廃止するとともに、建設業法施行規則を改正し、新たに第17条の2において、屋外広告士資格審査・証明事業が認定されました。また、既に付与された「屋外広告士」の資格については、引き続き効力を有するものとされております。</p> <p>以上で報告を終わります。</p>
------------------	--

廣瀬会長	有り難うございました。 ただいまの説明について、ご質問等ございますか。
田仲委員	屋外広告士の取り扱いについての改正はないのですか。
事務局(山本係長)	現在のところ、講習会修了者と同等となっております。
田仲委員	屋外広告士の試験の内容は、都道府県等で行なわれる講習会よりも専門的で非常に難しいため、講習会修了者と同等という扱いではなく、もっと踏み込んだ扱いになることを希望します。しかし、この問題は宇都宮市だけでなく、全国レベルの問題ですがね。
事務局(浅野課長)	今後、検討してまいりたいと思います。
廣瀬会長	それでは、この報告事項については、以上でよろしいでしょうか。 ありがとうございました。
	<div data-bbox="507 1182 699 1227" style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">6 その他</div> <p>それでは、次第の6その他にはいります。 「宇都宮市景観ガイドライン」について、報告願います。</p>
事務局(山本係長)	<p>それでは、「宇都宮市都市景観ガイドラインについて」ご説明いたします。</p> <p>本市では、平成2年度に「宇都宮市都市景観基本計画」を作成し、まちなみ景観賞の創設や釜川プロムナードやシンボルロードの夜間景観の整備など美しく魅力的な都市景観の創出の推進に取り組んでいるところでありますが、この基本計画をさらに具体化し、市民の皆様の身近にある素晴らしい都市景観を改めて認識され、郷土愛を深めて頂くため、「宇都宮市都市景観ガイドライン」を策定いたしました。このガイドラインでは、「宇都宮を代表する誇れる都市景観」(P11)や「地域ごとの都市景観」(P14～18)を紹介しそれぞれの都市景観の保全や活用、創出の方向を示し魅力的な「わがまち」とし</p>

	<p>て感じられ、市民が誇りと愛着を持つことができる、美しい宇都宮の都市景観の実現化に向けて一層積極的に取り組むこととしたところでございます。</p> <p>それに伴いまして、屋外広告物におきましても、このガイドラインの4ページで示しております、山地丘陵景観ゾーン、田園集落景観ゾーン、住宅地景観ゾーン、都心景観ゾーン、工業流通景観ゾーンの5つのゾーンを基本として、メリハリのある宇都宮らしい屋外広告物の許可基準を今後検討してまいりたいと考えておりますので、今後とも審議委員の皆様にはご指導・ご協力をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
廣瀬会長	<p>有り難うございました。</p> <p>今後、ゾーン別に決め細やかな屋外広告物の許可基準を定めていくわけですね。</p> <p>ただいまの説明について、何かご質問等ございますか。</p>
坂本委員	<p>都心のまちなみ等、人工的に創られた景観をもう少し取り入れてもよろしいのではないのでしょうか。</p> <p>新幹線の中から見える（宇都宮駅から少し雀宮駅寄りの場所）、宇都宮のまちなみはすばらしいものがあります。</p> <p>自然の良さだけでなく、都会のビル群や普段歩いている場所の身近な風景、街の人々の行動なども宇都宮らしい誇れる景観だと思います。</p>
事務局(小平部長)	<p>基本的に都市景観は、住んでいる人達の思い入れのある場所があれば、そこにすばらしい景観があるはずです。その景観を掘り起こし、我が街に誇れる場所を啓発し、市民の景観に対する意識を高揚することを目的にこのガイドラインを策定しました。坂本委員がおっしゃるとおり、中心部の通りから見える北西部の山並みや、夜間に見える宇都宮タワー、その他宇都宮駅東の駅前など、このガイドラインで示せなかった場所が多くありますので、今後このガイドラインを叩き台として地域ごとに市民の意見を取り入れながらもっとすばらしいもの</p>

	<p>に作り上げていきたいと考えておりますので、委員の皆様の率直なご意見、ご指導を今後ともよろしくお願いいたします。</p>
坂本委員	<p>写真の撮り方で、良い風景もダメになってしまう場合があります。栃木県デザイン協会には、すばらしいフォトグラファーが在籍しておりますので、積極的に協力いたします。</p>
小川委員	<p>この都市景観ガイドラインは、どのように活用していくのでしょうか。一般の市民に配布する計画があるのですか。</p>
事務局(浅野課長)	<p>もっと市民に解りやすくしたパンフレットを各出張所や公民館等に配置し、市民に啓発していきたいと考えております。また、市民啓発に関しましては、現在、宇都宮の良い場所を百選び、市民に宇都宮の景観を再認識してもらうことを目的に、「うつのみや百景事業」を展開しているところでございますので、今後ガイドラインと合わせて取り組んで参りたいと考えております。</p>
坂本委員	<p>東京で、良い場所をスケッチしながら街を歩く、「東京の街を描いて歩く会」という会があります。すばらしい事ではないかと思えます。宇都宮でも機会があれば試みても面白いのではないのでしょうか。</p>
廣瀬会長	<p>この都市景観ガイドラインは、宇都宮市に住んでいる人たちへの啓発のために策定されたものですよね。そこに住んでいる人たちへの啓発と県外の人たちに向ける場合とでは、少し視点が変わりますからね。</p>
事務局(小平部長)	<p>宇都宮市民に向けて啓発することにより、郷土愛をはぐくみ市民主体の良い街を創ることを目的としております。</p>
坂本委員	<p>冊子にして市民に見せることが大切ですね。市民も理解しやすいと思います。</p>
田仲委員	<p>愛着が湧く街が大事です。愛着があれば、おかしな建物などが建築さ</p>

柿沼委員	<p>れなくなります。市民一人一人の愛着が湧くよう勧めて頂きたいと思 います。</p> <p>大谷地区に残されている大谷石で造られた瓦も宇都宮市の代表的な 景観の1つであると思いますので、是非取り入れていただきたい。</p>
廣瀬会長	<p>自然が都市景観ガイドラインの概念に入っていることはすばらしい ことだと思えます。</p> <p>日本文化の特性は自然観賞の中から生まれてきました。現在、人の感 性等が音をたてて崩れている状況の中、将来は失われたものを取り戻 さなければなりません。具体的な方法よりも根本的な理念をどう構築 していくかが都市景観の仕事の出発点ではないでしょうか。このガイ ドラインが人々の内面に呼びかけられるよう創りあげられていくこ とを心より願います。</p>
長谷川委員	<p>このガイドラインに示した、ゾーン別に屋外広告物の規制を検討する 他に、外環状線等大きな幹線道路に対しての沿道景観に配慮して検討 する必要があるのではないかと思います。</p>
事務局(浅野課長)	<p>地域を限定し、その地域の住民と合意形成を図りながら、規制してい きたいと考えております。</p> <p>また、屋外広告物の規制に関しまして、本日欠席している赤羽委員よ り、「最近、全国的に増えてきている派手な企業カラーを使用した店 舗やラッピングバス、電車などが、宇都宮の街にふさわしいかどうか を議論する必要があるのではないかと」と問題を提起されております。 事務局といたしましても、栃木県と調整を取りながら検討し、今後、 皆様にご審議していただきたいと考えております。</p>
廣瀬会長	<p>この審議会で議論する項目なのでしょうか。</p>
事務局(浅野課長)	<p>ラッピングバスや電車については、栃木県と調整を取りながら、他都 市の事例を参考に検討し、場合によっては条例改正の可能性も考えら</p>

	れる事項でございます。
廣瀬会長	いかがでしょうか，皆様のご意見をお願いします。
田仲委員	特に郊外においては，建築物そのものがサインの効果があるものについては，建物の規制と共に検討していかなければならないことだと思います。
坂本委員	都心において色彩の規制は難しいでしょうね。
長谷川委員	住宅建築物と商業店舗でデザインのギャップがでていますね。
廣瀬会長	この問題は屋外広告物だけの問題ではなく，都市景観として大きな問題だと思います。この審議会では結論を出すのは難しいと思います。建物もバスももっと多くの専門家の意見や利害関係のない市民の意見を取り入れ，検討していく問題だと思います。
	長時間に渡り議論してまいりましたが，他に何かございますか。
柿沼委員	外環状線には豊かな緑が残っております。是非，外環状線の広告物の規制を検討していただきたいと思います。
事務局	はい。
坂本委員	宇都宮の中心部には緑が少ないと感じます。何とか緑を増やす方向で検討願います。
事務局(小平部長)	今後，さらに中心部を中心に検討して参りたいと思います。
廣瀬会長	それでは，これをもちまして第5回宇都宮市屋外広告物審議会を閉会いたします。長時間のご審議ありがとうございました。